

東大阪市消防事務手数料条例の一部を改正する条例

東大阪市消防事務手数料条例（平成 1 2 年東大阪市条例第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

別表第 4 の 7 の部中「第 3 9 条の 2 2 第 1 項」を「第 3 9 条の 1 1 第 1 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 1 2 月 2 1 日から施行する。